

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区東糞谷 5 丁目 8 - 1 4

氏名 株式会社伸栄産業

代表取締役 黒寄 洋士

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第58条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和7年5月28日

大田区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 運搬先 区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所
株式会社アルフォ

4 作業場所 大田区の区域内

5 許可期間 令和7年6月1日 から
令和9年5月31日 まで

6 許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大田区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大田区を被告として（訴訟において大田区を代表する者は、大田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区東糞谷 5 丁目 8 - 1 4

氏名 株式会社伸榮産業

代表取締役 黒寄 洋士

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和7年5月28日

世田谷区長の名において
東京二十三区清掃協議会
会長 吉住 健



記

- 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電
- 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
- 運搬先 区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所
- 作業場所 世田谷区の区域内
- 許可期間 令和7年6月1日 から
令和9年5月31日 まで
- 許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

この許可に不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に世田谷区長に対し、審査請求をすることができます。また、この許可の取消しの訴えは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、世田谷区を被告として（訴訟において世田谷区を代表する者は、世田谷区長になります。）、提起しなければなりません（なお、この許可証を受け取った日から6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると許可の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、許可の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区東糞谷 5 丁目 8 - 1 4

氏名 株式会社伸栄産業

代表取締役 黒寄 洋士

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

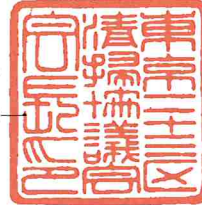
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可します。

令和 7 年 5 月 28 日

千代田区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一



記

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 道路・公園ごみ |
| 2 | 事業の区分 | 収集・運搬(保管・積替えを除く。) |
| 3 | 運搬先 | 区長の指定する処理施設 |
| 4 | 作業場所 | 千代田区の区域内 |
| 5 | 許可期間 | 令和 7 年 6 月 1 日 から
令和 9 年 5 月 31 日 まで |
| 6 | 許可の条件 | |

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千代田区長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができません。2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に千代田区を被告として（訴訟において千代田区を代表する者は千代田区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。また、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分（上記 1 の審査請求をした場合にはそれに対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができません。3 上記 1 及び 2 の期間を経過してしまった場合でも、そのことに正当な理由があるときは、なお審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区東糞谷 5 丁目 8 - 1 4

氏名 株式会社伸栄産業

代表取締役 黒寄 洋士

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第57条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和7年5月28日

中央区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健



記

- | | | |
|---|--------------|-----------------------------|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 道路・公園ごみ |
| 2 | 事業の区分 | 収集・運搬(保管・積替えを除く。) |
| 3 | 運搬先 | 区長の指定する処理施設 |
| 4 | 作業場所 | 中央区の区域内 |
| 5 | 許可期間 | 令和7年6月1日 から
令和9年5月31日 まで |
| 6 | 許可の条件 | |

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

（審査請求及び取消訴訟）

1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、中央区長に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、中央区を被告として（訴訟において中央区を代表する者は中央区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区東糞谷5丁目8-14

氏名 株式会社伸栄産業

代表取締役 黒寄 洋士

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第59条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和7年5月28日

港区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 運搬先 区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所

4 作業場所 港区の区域内

5 許可期間 令和7年6月1日 から
令和9年5月31日 まで

6 許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、港区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、港区を被告として(訴訟において港区を代表する者は港区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区東糞谷5丁目8-14

氏名 株式会社伸栄産業

代表取締役 黒寄 洋士

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例第66条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和7年5月28日

新宿区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



- | | | |
|---|--------------|-----------------------------|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 道路・公園ごみ、廃家電 |
| 2 | 事業の区分 | 収集・運搬(保管・積替えを除く。) |
| 3 | 運搬先 | 区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所 |
| 4 | 作業場所 | 新宿区の区域内 |
| 5 | 許可期間 | 令和7年6月1日 から
令和9年5月31日 まで |
| 6 | 許可の条件 | |

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新宿区長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新宿区を被告として(訴訟において新宿区を代表する者は、新宿区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区東糞谷 5 丁目 8 - 1 4

氏名 株式会社伸栄産業

代表取締役 黒寄 洋士

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可します。

令和7年5月28日

江東区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 運搬先 区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所

4 作業場所 江東区の区域内

5 許可期間 令和7年6月1日 から
令和9年5月31日 まで

6 許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区東糀谷5丁目8-14

氏名 株式会社伸榮産業

代表取締役 黒寄 洋士

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和7年5月28日

品川区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



- | | | |
|---|--------------|-----------------------------|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電 |
| 2 | 事業の区分 | 収集・運搬(保管・積替えを除く。) |
| 3 | 運搬先 | 区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所 |
| 4 | 作業場所 | 品川区の区域内 |
| 5 | 許可期間 | 令和7年6月1日 から
令和9年5月31日 まで |
| 6 | 許可の条件 | |

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区東糞谷5丁目8-14

氏名 株式会社伸栄産業

代表取締役 黒寄 洋士

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和7年5月28日

目黒区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 運搬先 区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所

4 作業場所 目黒区の区域内

5 許可期間 令和7年6月1日 から
令和9年5月31日 まで

6 許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

この処分に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して、3か月以内に目黒区長に対し審査請求を、6か月以内に目黒区を被告（訴訟において目黒区を代表する者は目黒区長となります。）として取消しの訴えの提起をすることができます。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区東糞谷5丁目8-14

氏名 株式会社伸栄産業

代表取締役 黒寄 洋士

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例第65条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和7年5月28日

渋谷区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電

2 事業の区分 収集・運搬（保管・積替えを除く。）

3 運搬先 区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所

4 作業場所 渋谷区の区域内

5 許可期間 令和7年6月1日 から
令和9年5月31日 まで

6 許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

この処分に不服のある場合には、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、区長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の翌日から起算して1年を経過すると原則として審査請求をすることができなくなります。この処分の取消しを求める訴えは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、区を被告として提起しなければなりません。なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として訴えを提起できなくなります。ただし、審査請求をした場合、審査請求に係る決定の通知を受けた日の翌日又は審査請求に係る決定があった日の翌日から起算します。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都大田区東糀谷 5 丁目 8 - 1 4

氏名 株式会社伸榮産業

代表取締役 黒寄 洋士

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可します。

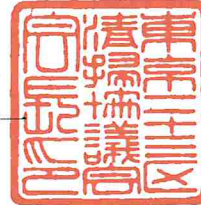
令和7年5月28日

杉並区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健一

記



- 取り扱う一般廃棄物の種類 道路・公園ごみ
- 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
- 運搬先 区長の指定する処理施設
- 作業場所 杉並区の区域内
- 許可期間 令和7年6月1日 から
令和9年5月31日 まで
- 許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。